

神社の災異と軒廊御卜

—— 一世紀における人と神の関係の変化 ——

勝 山 清 次

【要約】 一世紀前半以降、神社による怪異の訴えと朝廷での卜占（軒廊御卜）の実施が急増する。本稿はその要因と歴史的な意義を究明したものである。軒廊御卜が増えはじめる一世紀前半、貴族の間でその時代を乱れた末世とみる末代観が深まるにつれ、彼らは将来の災厄をもたらす神の崇りの予兆である神社の怪異に敏感に反応するようになり、神社側が自己主張を強化したことから相俟って、卜占の盛行をもたらすにいたった。卜占が盛んに行われるようになると、貴族たちは崇りをもたらす神事の違反に鋭敏になり、穢れを避けようとして忌避を強化する。それは日常的に神事に関わっていた天皇周辺から始まり、次第に範囲を広げていった。一世紀後半以降、天皇の名で行われる恩赦において、しばしば神社の訴えに触れるものを対象から除外する措置がとられるが、これも神慮に背く行為を慎み、神事不信による神の崇りを避けようとする点で、穢れ忌避の強化と同根である。神社における怪異はまた、神の崇りが現れる前に、それを人間に知らせ手立てをこうじさせる予兆の意味をもっていた。神はあらかじめ予兆することによって、崇りを避けるための対応を求め、そうした人間の行為に答えようとしているのであり、ここに中世的な「応える神」が明確な形をとって現れているとみることができ、一世紀前半から中葉にかけては、こうした神が性格変化をとげる画期でもあったのである。

史林 九七卷六号 二〇一四年二月

はじめに

一世紀は、古代的な神祇秩序が解体し、それまで国家権力に組みこまれていた神社が強くなり自己主張を始め自立をめざ

す動きをみせる時期である。この世紀、神社は様々な運動を通じて、自らを中世的な存在に変容させる。それにとまない、国家との関係も変化をとげ、新しい神祇秩序が形成される。

例を皇祖神を祀る伊勢神宮にとると、この世紀には新しいあり方を求めるいくつかの動きが繰り返られる。その一つが託宣の頻発である。託宣は前後の世紀にもみられるが、一一世紀に一回と、ほぼこの世紀の前半から中頃に集中している。なかでも長元四年（一〇三二）六月の荒祭宮の託宣は神事の最中に齋宮を通じてなされ、天皇の敬神の無さを非難するものであり、朝廷に大きな衝撃を与えた^①。これらの託宣はいずれも神宮側の何らかの要求を表しており、朝廷も虚言として無視できるものではなかった。二つ目は度重なる神人強訴の強行である。禰宜以下の祭祀集団が多数の神人を率いて上洛し、直接朝廷に訴える強訴も一〇世紀に始まっているが、集中しているのは一一世紀前半から中頃にかけてである。とくに中葉には祭主の非法を糾弾する強訴が何度も繰り返されていくが、これらは、台頭してきた祭祀集団が神宮と神郡に対する支配を強めつつあった祭主に反発しておこしたものであり、両者の対抗のなかで神宮の中世的な体制が形成される。三つ目は禰宜・権禰宜らを中心にして進められた神領形成の動きである。これは一一世紀前半から伊勢国内および近隣諸国で本格化し、多数の御厨・御園が立てられた結果、一二世紀初めまでに中世神宮領の骨格が形成される。

これらの特徴的な事象についてはこれまでも注目され、研究も積みかさねられてきている。しかしながらもう一つ、一一世紀以降盛んになるにもかかわらず、これまで余り注意を払われてこなかった事象がある。それは、神宮が神社内で生じた異常を怪異として朝廷に訴えることである。神宮の場合、怪異の訴えは一一世紀第二四半期からしばしば行われ、それをうけて朝廷では軒廊御卜が実施されるようになる。卜占により、その怪異が何により生じたのか、将来神の祟りによりどのような災厄がおこるのか、また避けるための手立てには何があるのかが示され、攘災のための措置がこうじられることになる。

こうした怪異の訴えは何も伊勢神宮に限られるものではなく、石清水八幡宮・賀茂社を始めとする有力な神社によって

もなされ、それぞれ軒廊御卜が行われている。怪異の訴えは有力な神社に共通してみられる動きであり、一一世紀以降盛んになる神社の自己主張として捉えられるものである。このように中世成立期の神社を特徴づける動きであるにもかかわらず、この注目すべき事象についてはこれまで、卜占との関わりで触れられることはあつたものの、独自の分析が加えられることはなかつた。^④

問題はこの訴えと卜占がなぜ、一一世紀以降盛んに行われるようになったかである。怪異が神事における何らかの違反によって生じ、将来おこりうる神の祟りによる災厄の予兆とみなされていた以上、その盛行には貴族たちの社会観や神社の位置づけの変化が関わっているばかりでなく、神事における忌みのあり方や神と人間との関係の変容が深く結びついている。別の言葉でいえば、怪異と卜占の盛行はこれらの変化を集約的に表している。神社における怪異とそれに対する卜占はこれらの問題群に迫る要に位置する事象であり、それを腑分けすることにより、これらの問題の究明も可能となろう。そしてそれは神観念の中世的な変容を明らかにすることにもつながると考えられる。

本稿は、神社における怪異とそれをうけて行われた卜占を手懸かりに、関連する諸事象の究明をめざしたものにすぎないが、そのなかでこれまで注目されていなかった諸事象間の連関や神と人間との関係の変化を具体的に明らかにできれば幸いである。大方の叱正を仰ぐ次第である。

- ① 早川庄八「長元四年の齋王託宣事件をめぐって」〔日本古代官僚制の研究〕岩波書店、一九八六年、初出は一九八三年、岡田莊司「平安中期の天皇と神宮」〔平安時代の国家と祭祀〕続群書類完成会、一九九四年、初出は一九九三年。
- ② 村岡薫「伊勢神宮における神人強訴の一考察」〔中世民衆史研究会編「中世の政治的社会と民衆像」三二書房、一九七六年〕。
- ③ 棚橋光男「中世伊勢神宮領の形成」〔中世成立期の法と国家〕塙書房、一九八三年、初出は一九七五年、勝山清次「荘園制の成り立ちと仕組み」〔上横手雅敬・元木泰雄・勝山清次「院政と平氏、鎌倉政権」中央公論新社、二〇〇二年〕。
- ④ 朝廷で行われる卜占については、多くの研究がある。さしあたり、村山修一「日本陰陽道史総説」〔塙書房、一九八一年〕、安江和宣「御体御卜に関する一考察」〔神道祭祀論考〕神道史学会、一九七九年、初出は一九七六年、小坂真二「古代・中世の占い」〔村山修一等編「陰陽道叢書4 特論」名著出版、一九九三年〕、山下克明「平安時代の宗教文化と陰陽道」〔岩田書院、一九九六年〕、同「災害・怪異と

天皇』（網野善彦等編『天皇と王権を考える』8、岩波書店、二〇〇二年、所収）、西岡芳文「六壬式占と軒廊御卜」（今谷明編『王権と神祇』思文閣出版、二〇〇二年）、井上亘「御体御卜考」（古代日本の

政治と宗教』同成社、二〇〇五年）、大江篤『日本古代の神と霊』（臨川書店、二〇〇七年）、山田雄司『怨霊・怪異・伊勢神宮』（思文閣出版、二〇一四年）等を参照。

一 災異と軒廊御卜

行論の関係上最初に、朝廷で行われる卜占を概観しておきたい。^①

日本では律令制以前から、人々に災厄をもたらす天変地異や疾病、人知をこえた不可解な現象——これら災害と怪異をあわせて災異と総称する——は神意の現れとみなされ、卜占によって、異常をもたらした神やその要因を探ろうとする試みがなされた。占いの結果、災異が特定の神の崇りとみなされると、その求めに応じて、その神を祀る祭祀もとりおこなわれた。

律令制の時代になると、儒教的な天命思想が受容され、これらの災異は統治者である天皇の不徳失政に対する天の譴責であるという考えもみられるようになった。その一方で、従前の神観念により、神々の怒りや意思の表明とも捉えられ、神社への奉幣や仏典の読誦がなされた。

八世紀末以降、神や霊の崇りへの傾斜が進むと、こうした天の譴責と神の崇りの並存は崩れだし、災異に際して、神祇官の龜卜のほかに陰陽寮による式占も行われるようになり、災異における卜占が本格化する。そして九世紀中葉、卜占を信じてはならないという嵯峨上皇の遺詔が「卜筮告ぐる所、信ぜざるべからず」と、朝議によって反故にされた結果、災異は神や霊の崇りであるという在来の観念をもとにして、その原因と消除の方法を卜占で決めるあり方が定着することになる。

それにともない、朝廷における卜占の制度的な整備も進められる。その中心に据えられたのは、紫宸殿東側の渡殿であ

軒廊で神祇官と陰陽寮がともに奉仕する軒廊御卜であり、これが国家の大事を占う最も重要視される卜占となった。^③ 軒廊御卜が始められたのは、炎旱と霖雨に対する卜占が増え始める九世紀末から一〇世紀初めであったとみられ、^④ それが定着したのは史料中にこの用語がしばしば現れるようになる一〇世紀半ばであろう。^⑤

軒廊御卜は災異のみならず、人事や穢れの有無など、多様な国家的な大事を占いの対象とした。軒廊御卜で卜占の題目（占題）となった事象を分けると、ほぼ次のようになる。

- A 自然災害……………炎旱、霖雨、地震など
- B 社会的な災い……………疾疫
- C 動植物の異変……………特定の場所における鳥の群集・動物の侵入・枯木や倒木など
- D 建物・器物の異変……………特定の場所における建物の倒壊や焼亡・器物の破損や紛失・調度の湿損など
- E 人物の異変……………天皇・齋宮・齋院・勅使の病気等^⑥
- F 人事……………勅使・神官等の選任
- G 神事実施の可否・穢れの有無……………特定の場所におけるもの

このうち、Fの人事とGの神事・穢れの有無を除いたA～Eまでが災害・怪異とみなされるものである。そしてこれら災異に対して卜占が行われるのは、それらをおこしたと考えられる神の祟りとその要因を知り、災異自体とそれらが示す凶兆に対処するためである。

それ自身が深刻な被害をもたらす災害と異常現象である怪異はもともと異なる意味をもっているので、次にこの二つを分けて、それぞれについて卜占の実例をみてゆきたい。まずは災害から。

今日又軒廊御卜云々、上卿中宮権大夫宗能、先是霖雨之事云々、

（中略）

近日不晴連雨、依何咎所致哉、

官卜云、天下驚恐事、并公家殊御慎之上、巽良坤太神崇歟、

寮占云、理運所致之上、巽良方神事崇歟、

可有奉幣、定七日、十二日奉幣、^⑦

長雨に対する卜占であるが、それぞれの占いの結論のみ記されている。神祇官の卜いは、巽・良・坤の方角にある大神の祟りであり、天下に驚き恐るべきことがおこるであろう、また天皇は病気になるおそれがあり、物忌みすべきであるというものである。一方、陰陽寮の占いは、自然の理によるばかりでなく、巽・良方の神社における神事による祟りであるとする。これをうけて、翌七日には巽方の伊勢・稻荷・祇園、良方の賀茂・日吉・吉田、坤方の石清水・松尾・大原野・梅宮、あわせて一〇社に、さらに止雨ということで丹生・貴布祢を加えて一二社に奉幣することが決められている。この場合は奉幣のみであるが、攘災のための読経や、祟りの原因となった神事不浄を報告させたり、神社に検非違使を派遣して不浄物を実検させたりすることも行われている。これら一連の措置を模式化すると、次のようになる。

- 災害——卜占
- ① 特定の方角に鎮座する神のしかるべき理由による祟りであること
 - ② 祟りによって将来生じうるより深刻な災厄
 - ③ 災厄をさけるための方途

——祈謝、あるいは消除のための奉幣・読経

いくつか補足をしておくと、長雨のような深刻な災害の場合、当初はそれ自体が神の祟りの結果とみなされ、将来起こりうる災厄の予兆と捉えられることはなかった。^⑧しかし長承三年（一一三四）六月四日の霖雨による軒廊御卜や先掲の事例を早い例として、これ以降、予兆としても位置づけられるようになる。また天皇の居住する内裏・皇居の火災も災害と

同じく、王権に深刻な影響を与える出来事とされ、軒廊御卜が実施された。この場合も初め、それ自体が神々の崇りとされ、将来の災厄の予兆とはみなされていなかった。ところが永久二年（一一一四）以降には予兆としても捉えられるようになる。^⑩このように当初、それ自体が深刻な災いとみなされていた災害や火災においても、一二世紀前半以降、将来起こりうるより重大な災厄の予兆として位置づけられる傾向が強くなってくる。

次に怪異の卜占として、神社における怪異の事例をあげる。この場合は官寮ともに占方が残されている。^⑪

神祇官

卜物恠事

問、大宰府言上去三月廿三日解状、宇佐宮西門南外腋御幣殿東方柞木俄枯、件木茂盛大樹也、而俄以枯了、一葉無青、今月十三日申時所見及也者、

同月十七日辰時、鴨一雙集南楼上者、

若有崇歟、

推之恠也、可有疫癘兵革歟、并依彼官司等神事違例、崇事歟、但兵革從酉未申方可有歟、

万寿三年五月九日

（以下、署名略）

陰陽寮

一占八幡宇佐宮西門南外腋御幣殿東方柞木俄枯恠三月十三日申時

三月十三日庚寅、時加申、天岡臨卯為用、將六合、中太一、將勾陣、終勝先、將青龍、卦遇聯茄、

推之、恠所官司中、非有寅子年人鬪亂之事、^{（有脱カ）}丑未年人憂病患之事哉、期恠日以後卅日內及來八月節中丙丁日也、何以言

之、用起王氣之所勝、辰上及伝見朱雀勾陣、以之主鬪亂、又以天岡主有病患之故、件恠所至期慎之、無其咎乎、

一占鴨一雙集南楼上恠三月十七日辰時

（中略）

万寿三年五月九日

(以下、署名略)

この宇佐宮における怪異は神祇官下文にあるように、三月二三日の大宰府解によって報告されたもので、御幣殿東方にある杵木が突然、枯れてしまったことと、一番いの鴨が南楼に飛来したことの二つをさす。まず神祇官の卜いでは、二つの怪異がまとめて報告され、宇佐宮の宮司等の神事違例によって生じた怪異であり、崇りによって疫疫が広がるばかりか、酉・未・申の方角から兵革が起きるだろうという推断になっている。一方、陰陽寮の占いでは発生時期を異にする二つの怪異が六壬式占により、別々に占われた。^⑩ 木枯れについては怪所である宇佐宮の宮司中、寅子年の人に闘乱、また丑未年の人に病事があるだろう、それは怪異がみつかった日より三〇日内と一年以内の八月中のそれぞれ、丙と丁の日に起こるので、その期に宇佐宮で物忌みすれば、咎めはなくなるだろうというのが、その結論である。もう一つの鴨の飛来については天下に疫疫が広がるばかりでなく、坤と艮の方角にある国に兵革が起きるであろう、その時期は怪異がみつかった日より二〇日以内、および六・七・一一月のそれぞれ庚と辛の日であり、それらの日々に天皇が物忌みすれば、その災いは起きないであろうというものである。

これをうけて、五月一三日付けで五畿内と東海・東山・山陰道諸国には疫疫を攘除するために、また山陽・南海道の諸国には疫疫を攘除し、兵革を用心するために、それぞれの国の国分寺と定額寺等で仁王経と大般若経を転読するよう命じる官符が出されている。また同時に大宰府に対しては、官符で四王院にて兵革の用心のために祈禱し、管内諸国の国分寺で疫疫を防ぐために仁王経と大般若経を転読するよう指示がなされている。^⑪ この場合は、經典の転読が命じられているが、祈謝・攘災のために怪異が発生した神社や二十二社などに奉幣がなされることもあった。

神社の怪異をうけてとられた措置を災害の場合と同じように模式化すると、次のようになる。

怪異——卜占

- ① しかるべき理由によつてもたらされた、祀られている神による祟り、あるいは祟りの予兆であること
 ② 祀られている神の祟りによつて将来生じる災厄
 ③ その消除のための方途

——消除のための奉幣、読経、物忌み

災害であれ、怪異であれ、卜占が行われると、神が祟る原因が示されるが、一般には神事における穢気・不浄・不信・違例のうちの一つ、あるいは複数が組み合わされてあげられる。これは神事を行う場が穢れていることや、不浄の身で神事を行う、神に対する崇敬が足りない、規定どおりに神事を執りおこなわないことをさしており、いずれも神の祟りを招くとみなされたものである。とはいえこれらはどれも曖昧なところがあり、どのような行為であれ、そのようにみなされる虞があった。それだけに祟りを避けようとすれば、神事に携わるものの穢れ・不浄に対する意識は鋭敏にならざるをえなかつたといえよう。

卜占のなかで将来起こりうる災厄としてあげられるのは、疾疫・病事、口舌・鬭争・鬭乱・兵革・動揺・不安、火事のいずれかであり、それらが組みあわされる場合もある。さらにこれらは病氣（天皇の病事と天下の疾疫）、争い（口舌から兵革・不安まで）、火事の三種にまとめられるであろう。いずれも程度の差こそあれ、天皇の身、あるいは社会に深刻な影響をもたらす災いである。こうした災厄が神の祟りとして生じることを恐れ、それを防ぐために、攘災の奉幣・読経が行われたほか、天皇や怪所となつた神社の神官たちは物忌みをして、慎まなければならなかつた。卜占の増加はまた、天皇を始めとして、人々の物忌みの期間を長くしたのである。

- ① はじめに注④小坂眞二論文、同山下克明論文。
 ② 『続日本後記』承和二年八月乙酉条。同延喜九年六月九日条、
 ③ はじめに注④西岡芳文論文。同延喜九年六月二四日条、同延喜二年七月一日条、『貞信公記』（大日本古記録）延長四年八月五日条、『扶桑略記』裡書延長七年八

月五日条等。この二つの自然災害はほぼ、神祇官と陰陽寮がともに占っている。この時期にはまた、内裏・大内裏における怪異も目立つようになるが、これらは専ら陰陽寮が占っている。これは卜占における役割分担の明確化といえよう。

⑤ 『九曆』（大日本古記録）天曆三年八月四日条、『西宮記』（神道大系）臨時一（甲）定機事裏書（天曆六年三月一九日）、『日本紀略』天德二年二月七日条、『祈雨日記』天德四年五月二三日条、『大日本史料』第一編之十。なお、神祇官と陰陽寮がともに軒廊で卜占していたことを示す早い事例は『本朝世紀』天慶五年四月一〇日条である。

⑥ 一般に天皇の病気の場合は、陰陽師が占うことが多い。

二 神社の怪異と貴族の時代観

(一)

朝廷の卜占で占われた災異には時代の様相が反映しており、時期によって変化がみられた。最も重視された軒廊御卜でも同様で、時期ごとに占いの題目は大きく変わってきている。ではどのような変化がみられたのだろうか。

表1は九〇一年から一二〇〇年までの三〇〇年間を二五年間隔に区分して、災異の種類や起こった場所・施設ごとに、実施された卜占の件数をまとめたものである。^①なお、この表ではまず、自然災害と社会的災いを怪異から区別したうえで、様々な怪異を異変の種類ではなく、発生した場に即して分けている。生起した場ごとに区分する方が時期による変化をよりの確に指ししめすからである。

この表で注目すべきは、次の二点である。まず第一に、一一世紀第一四半期までは軒廊御卜の件数もさほど多くなく、卜占も霖雨、炎旱や疫癘など災害が主たる対象となっている。この時期まではこうした災害こそが神の祟りを表すものと

⑦ 『中右記』（増補史料大成）保延元年八月六日条。

⑧ 『中右記』（増補史料大成）天永三年七月五日条、同前大治二年八月五日条等。

⑨ 『中右記』（増補史料大成）長承三年六月四日条。

⑩ 『本朝世紀』長保元年六月二七日条、『中右記』（増補史料大成）永久二年八月一日条等。

⑪ 『類聚符宣抄』第三。

⑫ 小坂眞二「物忌と陰陽道の六壬式占」（古代学協会編『後期撰関時代史の研究』吉川弘文館、一九九〇年、所収）。

⑬ 『類聚符宣抄』第三。

神社の災異と軒廊御卜（勝山）

表1 軒廊御卜の件数

時 期	災 害	内裏・大内裏	神 社	山 陵	寺	諸 国	その他	不 明
901 } 925	3 (2)	(7)				(2)		
926 } 950	5 (4)	(35)	1 (1)		(1)	4 (1)		2
951 } 975	8	(9)	4		(1)	(1)		1 (1)
976 } 1000	5 (3)	4 (24)	5 (2)		1	1		
1001 } 1025	8 (1)	2 (24)	4		2 (2)	1	1	
1026 } 1050	3	(10)	21		(4)			1 (1)
1051 } 1075	1	2 (1)	12	2	(6)		(1)	2
1076 } 1100	10	1 (7)	38	1		1		12
1101 } 1125	6 (1)	2 (6)	115 (1)	1	(2)	3	2 (1)	20
1126 } 1150	7 (2)	1 (4)	128	3	(1)	1		21
1151 } 1175	3	5 (7)	92				1 (1)	5 (1)
1176 } 1200	7	2 (5)	39	1	1 (1)		1	2

注1：『大日本史料』、諸日記、各種の編纂書にもとづき、作成した。

注2：前後の事例により、軒廊御卜と判断したものもある。

注3：()内は、朝廷におけるほかの卜占による件数である。

して恐れられ、軒廊御卜でとりあげられたのである。その一方、一〇世紀でも怪異の卜占はしばしば行われている。しかしそれらは軒廊御卜ではなく、多くは陰陽師のみが奉仕するものであり、怪異の生じた場所は内裏・大内裏が圧倒的に多数を占める。興味深いことに、これらは次の一一世紀には第二四半期以降、少なくなる。なおこの卜占については後述する。

第二に、一一世紀の第二四半期以降、軒廊御卜の回数が増えるとともに、神社における怪異を占う件数が圧倒的に多くなる。すでにそれ以前からも神社からの怪異の訴えに基づき、卜占は実施されていたが、あくまでも単発的で、まれに行われていたにすぎなかった。ところがこの時期以降、その件数が飛躍的に増え、それが軒廊御卜の回数の増加をもたらしたのである。表では一一世紀の第三四半期で、全体、および神社の件数が減少しているが、これはよく知られているように、史料的な制約によるものとみなされる。第四四半期以降の数字をみる限り、増加の傾向は何ら変わらなかったとみるべきであろう。とくに一一世紀末以後、神社の怪異による卜占は異常といってもいくらい顕著な増加を示す。

この表から明らかのように、一一世紀以降の軒廊御卜を特徴づけるのは、神社の怪異による卜占の増加である。その件数が増えることにより、神社の怪異による卜占の軒廊御卜における位置づけも変化してくる。これらの卜占は同じ種類に属する大きなまとまりとして捉えられるようになり、軒廊御卜のなかで重要な位置を占めるに至ったのである。それにともない、神社の怪異に対する対応が軒廊御卜の果たす役割のなかでも大きな比重を占めるようになる。

いうまでもなく、この神社の怪異による卜占の増加こそ本稿を構想する端緒となった事象であるので、ようやく主題を正面からとりあげるところまで来たことになる。そこでここからは、この軒廊御卜の急増をもたらした神社の怪異に焦点をあてることにしたい。神社における怪異とみなされた事象をみると、社殿の焼亡・倒壊といった大事から、境内での人間および動物の死、流血や動物の産生などの穢れ、鳴動、神鏡の墜落・扉の不開・器物の破損・柱の朽損、井戸の枯渇・臭気などの異常事、牛や鼠による神や御帳の喰損、鳥の群集や飛来、狐・鹿や蟻の出現など、動物や虫の異常行動、木

枯・倒木などの樹木の異変にいたるまで、実に多様である。このなかには現在からみれば些細な事柄も含まれているが、それらも日常とは異なる怪異として朝廷に報告され、卜占の対象となっている。この怪異とみなされた現象の広がり神社の怪異の特徴でもある。

このように些細な異常までが怪異として報告されたが、それらは神社内で生じたことにより、そこに祀られている神の直接的な意思表示とみなされた。災害の場合は、卜占によって初めて、祟りをなす神の位置する方角や神の名前が判明するが、神社の怪異では占いをするまでもなく、異常をもたらしした神は特定されている。この神による直截的な意思表示であることも、神社の怪異の特徴の一つとなっている。

これらの怪異はその神社における神事穢気・不浄・不信・違例のうちの一つ、あるいは複数の違犯によって生じたこととみなされたが、神社に大きな被害を与える社殿の火災や倒壊を除くならば、違犯によってもたらされた祟りというより、將來起こりうる深刻な祟りの予兆とみなされるものである。こうした場合、卜占にあたってもどのような「答崇」によるかと問うよりも、しばしば「吉凶可卜申」と命じられている。^②この祟りの予兆としての性格が強いことも特徴としてあげなければならない。

その予兆によって示される祟りを、神祇官の卜文と陰陽寮の占文が詳しく掲載されている『本朝世紀』仁平元年条をもとに、表2にまとめた。あくまでも特定の年の事例にすぎないが、傾向を知るうえで参考になろう。ここに示されている將來起こりうる災厄には、天下、特定の方角の地域、あるいは怪所における口舌・鬭争・動揺・疾疫のほかに、「公家御慎」「公家慎御々葉」と記される天皇の病氣のことがある。これらはほかの災異の卜占でもみられる災厄であり、内容上とくに変わったところもない。しかし神社の怪異の場合、一二世紀初め中御門宗忠が「近代神社恠異頻りに以て言上す、御卜を行わるところ、多く以て公家御慎みてへり」と恐れているように、しばしば天皇の病事が占告された。^③天皇の健康は、御体御卜が六月・一二月と、年に二度行われたように、常に注意を払わなければならない重大事であり、貴族たち

表2 仁平元年の怪異による軒廊御卜の事例

月 日	怪 異	祟りによる災厄
3. 1	伊勢外宮正殿泥障板朽損	(寮) 怪所・坤巽方より、口舌動揺事、(官) (不明)
3. 1	伊勢外宮烏群飛來	(寮) 坤巽方より口舌事、怪所に病事、(官) (不明)
3. 1	伊勢外宮瑞垣門傾倚	(寮) 公家御薬、(官) (不明)
4. 13	伊勢外宮御倉盗入	(寮) 怪所に口舌病事、(官) 天下怪所口舌病事
4. 13	伊勢外宮正殿柱朽損	(寮) 公家御薬、(官) 公家御慎
4. 13	伊勢外宮等殿舎破損	(寮) 自然所致、(官) (不明)
5. 11	伊勢外宮別宮土宮御帳朽損	(寮) 南坤方より口舌事、(官) 公家御慎、天下疫病
6. 5	平野社野鹿走入	(寮) 坤南方より口舌闘諍事、(官) 公家御慎、天下病事
6. 5	平野社野鹿走	(寮) 公家御薬、怪所・艮巽方より口舌事 (官) 公家御慎、天下病事
6. 5	平野社柿枝落	(寮) 巽坤方より口舌闘諍事、(官) (不明)
6. 27	伊勢内宮別宮滝原宮正殿破損	(寮) 公家御薬、艮巽方より口舌事 (官) 天下口舌病事、公家御慎
7. 18	伊勢外宮榎木等折損	(寮) 怪所口舌事、(官) (不明)
7. 18	伊勢外宮外幣殿棟木朽損	(寮) 巽坤方より口舌動揺事、怪所病事 (官) 天下口舌事
7. 18	松尾社桐木転倒	(寮) 公家御薬、(官) (不明)
9. 18	伊勢外宮御饌井内直蝦	(寮) 公家御薬、怪所・巽坤方より口舌動揺事 (官) (不明)
9. 18	神祇官々内死人	(寮) 公家御薬、(官) 公家御慎
9. 18	宇佐宮二殿御験喰損	(寮) 公家御薬、怪所・艮巽方より口舌事、(官) 咎なし
10. 28	小六条皇居焼亡	(寮) 艮巽方より口舌事、(官) 公家御慎、口舌事
11. 14	伊勢内宮別宮伊雑宮御被喰損	(寮) 公家御薬、艮巽方より口舌事、(官) (不明)
11. 14	松尾社神山敷地鳴響	(寮) 艮巽方より口舌事、(官) (不明)
11. 14	松尾社宿坊大樑木転倒	(寮) 公家御薬、巽坤方より口舌動揺事、(官) (不明)
12. 20	伊勢事	(不明)

にとつても身近な感心事であった。この天下に起こる災厄ばかりでなく、天皇の身体を左右する祟りを予兆する異常であったところに、神社の災異が恐れられ、注意を払われた理由がある。

ではどのような神社の怪異が卜占の対象となつたであろうか。主な神社をとりあげ、時期ごとに件数をまとめたのが表3である。表に現れない熱田社、大和大神社、杵築社、阿蘇社、高良社、大隅八幡宮、尾張火上社、笠崎社、籠門社、健軍社、鏡宮、宗像社など、諸国の有力社の怪異でも軒廊御卜は実施されているが、それらはいくまでも単発的なものである。これらと異なり、何度も現れるのは表にあるように、二十二社に含まれる大社である。ただ春日・大原野・吉田の三社は藤原氏の氏神であるため、氏長者である撰閥が卜占を行うのが原則で、軒廊御卜にかけられる事例は少ない。この三

表3 神社別の軒廊御卜の件数

時期	伊勢	宇佐	石清水	賀茂	松尾	平野	日吉	祇園	北野	その他
901~25	1									
926~50	1									
951~75		1		1						2
976~1000				2						3
1001~25		2	1	1						1
1026~50	5	7	2	5						1
1051~75	8	2						1		
1076~1100	10	2	4	5	1			1	1	8
1101~25	43	1	10	30		1	3	6	3	18
1126~50	82	5	7	14	3	4	3	1	2	8
1151~75	58	1	2	14	4	4	3	1	1	
1176~1200	16		3	4		6	1	1	1	6

社を除く二十二社のなかでは表に明らかなように、伊勢神宮、石清水八幡宮、賀茂社が圧倒的に多い。なかでも伊勢は一一世紀中頃まではそれほど目立たないが、それ以降は他を圧倒する数字を示すようになる。これら突出している伊勢、八幡、賀茂は二十二社中の上位三社にあたり、国家の有事に際し、とくに奉幣使が派遣される神社である。このうち、伊勢と八幡はそれぞれ皇祖神と先祖の天皇を祀り、一一世紀後半にはともに宗廟とみなされるようになった神社である^⑤。また賀茂社は王城鎮護の神として朝廷から厚く尊崇され、宗廟二社に次ぐ位置を占めている。これらの神社の軒廊御卜の回数が多いのは、それぞれ朝廷からとくに重要視されたためであるが、とりわけこれらの神が天皇の身体と天下の災厄に直接、深く関わっているとみなされたからである。それだけに朝廷は、これらの神の意思が表示される怪異に特別の注意を払わなければならなかったのである。

(二)

一一世紀前半から、神社の怪異に対する卜占は増加していった。そこにはどのような事情があったのであろうか。軒廊御卜が増えた背景を探るためには、卜占を実施する貴族と怪異を訴える神社の双方に目を向けなければならない。まずは貴族の側から。卜占の増加は、貴族たちが神社の怪異を災厄の予兆とみなし、その発生に敏感に反応するようになったことを示している。その背景

には災厄の多発と、それによって生じた末代観の深まりがあったと考えられる。貴族たちの時代観の変化を跡づけるのは容易ではないが、藤原実資の『小右記』と孫である資房の『春記』にはしばしば、時代に対する評価が記されているので、それらを手懸かりにしたい。

実資は早くから自分たちが生きている時代を乱れた末の世、「末代」と意識していたようで、その認識は終生変わらなかった。ちなみに『小右記』での最初の用例は永祚元年（九八九）一〇月一日条で、天台座主任命の宣命をもった使者を慈覚門徒が追い返したことを聞いて、「往古今来未だ聞かざることなり、末代のこと悲しむべし、歎くべし」と記している。その後もことに触れて、この語は用いられているが、自身の言葉として書かれた最後は、日蝕に対する対応を述べた長元四年（一〇三二）七月二四日条で、「末代の災い、人相救うなし」とある。

同じ末代という意識をもちつつも実資の場合、当時の公卿からも「主上は寛仁の君、天曆以後好文賢皇なり」と称えられ、その治世が聖代視されることもあった一条天皇が譲位した後、様々な事情からその末代観は深刻度をより深めたとみられる。それを示すのが、三条朝の長和年間（一〇二二―一七）から「世間不静」「天下不静」「天下滅亡」といった、天下が治まっていないことを直接表すような表現がしばしばみられるようになることである。たとえば、長和三年二月、九日に内裏の焼亡があつたばかりの二九日には、疾病の流行により四角四堺祭が行われたが、これについて「世間不静の故」と記している^⑧。また長和四年六月には「今年玉体不予、また天下疾病流行す、夭折の輩京畿・外国、その聞こえ隙なし」ということで、「世間不静の比」という認識が示されている。より危機意識を強調する「天下滅亡」という言葉もまもなくして使用されるようになる。都で火災が重なった寛仁元年（一〇一七）には「火事重疊、天下滅亡す」とあり、盗賊による放火が頻発した同三年四月には「放火、こと断たざれば、天下滅亡しおわんぬ歎」と記されている^⑨。放火の記事は治安年間（一〇二二―二四）にもしばしばみられ、丹波守資平宅が放火によって焼亡したと聞くと、「洛中板東に異ならず、朝憲誰人これを馮まんや」と嘆いている^⑩。

世の中が乱れ、衰退しつつあるという認識は何も実資のみに限られたものではなく、一〇二〇年代にはほかの貴族にも広がっていた。大納言の藤原齊信もその一人である。天下に疾疫が流行した治安元年三月、彼は無量寿院に参り、「世間不静のこと等」を道長に申し入れようとしたが、道長はとりあわず、競馬などほかのことに話をそらしたという^⑬。さらに六月に上総で平忠常が乱を起こし、実資が「旱水相並ぶ年なり、また風災あり、去ぬる夏には疾癘流行す、近日兵革あり、災年というべし」、あるいは「今年五ヶ災あり、天下恐慎すべし」と恐れた万寿五年（一〇二八）には七月に改元が行われたが、その詔には

況天下不_レ静、妖恠發臻、去年多_ニ天折之聞、今夏有_ニ旱疫之患、

とあり、「天下不静」を改元の理由の一つにあげている^⑭。この頃になると、災厄があいつぎ、天下が不穏になりつつあるという事態は誰の目にも明らかになっていた。それはまた、実資の目には「天下衰弊、ことに甚だし」と映ったようである^⑮。

実資の孫の資房もまた、世運が尽きつつあるという末代意識をもっていた。長暦四年（一〇四〇）八月、大風によって伊勢神宮外宮の正殿・東西宝殿等が転倒したという報がもたらされると、資房はそれまでの齋宮寮の不法や神宮における祭主と禰宜等の対立にも触れつつ、「予思うところは、我が君民に莅むの後、天下静かならず、凶事連々」と述べている。またたまたま重なった大雨についても、

大雨不_レ止、終夜滂沱、若有_レ事歟、為_レ恐々、人云、此雨災雨也、為_レ世尤有_レ愁云々、又六月大風、田畠皆損害、今年更可_レ無_レ術計云々、貧者弥以無_レ術計了、乱代之如_レ此、無_レ術計也、

と、「乱代」の徴として恐れている^⑯。この外宮社殿の倒壊は後朱雀天皇にも大きな衝撃を与えたようで、「もし是、天下の運尽き了んぬか、将に微妙の身をもつて、敬神謹めざるの故か」と畏まるばかりであった^⑰。

この年、長暦四年は災厄がうちつづいた年であり、九月九日には京極内裏が焼亡し、内侍所神鏡もことごとく焼け損じ

てしまう。その場に遣わされ、焼けとけた神鏡の断片を拾った資房は、「予これを見、その恐れなきにしもあらず、しかれどもまた先世の宿縁か、怖畏し怖畏すべし、また悲しむべきことなり」と嘆きつつ、「世運全く尽き了るの故なり」という思いも禁じえなかつた。この年の災いはこれですまなかつた。一〇月二十九日には大地震が襲い、火災が続いた。これについても資房は、「天下のこと王事なきがごとし、是ただ末代の至りなり、術計なきなり」と、絶望的な思いを綴っている。①⑦ ちなみにこれら度重なる災厄をうけて、この年も十一月一〇日に改元がなされている。その詔書の趣旨は「長曆以後連年凶災あり、天下穏やかならず、よつて徳を天下に施し、よろしく元号を改むべし」というものであり、「天下不穩」が強く意識されていた。①⑧

災厄が神々の祟りであり、神社の怪異がその予兆とみなされていた以上、災いがうちつづき、「天下衰弊」「世運尽了」と意識される状況のもとでは、貴族たちは災厄を避け、前もって攘災の手立てをこころじるためにも、神社の怪異に敏感にならざるをえなかつた。こうした度重なる災害や治安の悪化にともなう貴族たちの末代意識の深まりが、神社における怪異により強く目を向けさせたのである。神社における異常の頻発は貴族たちの末代観を象徴するものであったといえよう。神社の怪異に対する卜占が増加した背景には、神社側の事情もあつた。新たな神祇秩序が形成途上にある段階においては、①⑨ 怪異の訴えは神社側の強い自己主張、示威行為でもあつたからである。怪異が神の直截的な意思表示であり、その祟りの予兆の可能性がある以上、その祟りを防ぐためにも卜占は行わざるをえなかつた。朝廷や撰関家に怪異の訴えが受けいれられ、卜占が行われると、神の祟りやその予兆が明示され、祈謝・攘災のために奉幣や読経がなされる。神社はみずからの存在を誇示し、朝廷や撰関家からのより一層の支援を期待することができたのである。それはまた、新たな所領獲得や勢力拡大のきっかけともなるものであつた。神社側にとって、怪異の訴えはその存在意義を明らかにし、影響力の拡大をもたらず、重要な意味をもつた示威行為であつたのである。ただ同じ示威行動であつても、神の祟りの対象・範囲や強さによって、朝廷や撰関家の対応が異なるものとなつたのはいうまでもない。

では怪異の訴えによる神社の自己主張はどのようにして始まり、広がったのであろうか。同じ時期、撰関による氏神・氏寺の怪異に対する卜占もしばしば行われるようになるので、軒廊御卜に限定せず、また寺院の訴えも含めて、みていくことにしたい。

一〇世紀の第三四半期までは、伊勢内宮、住吉社、熱田社、近江兵主三上社などによる怪異の報告はあるものの、その件数は少ない。また神社も二十二社に限らず、地方の有力社も含まれている。神社の怪異による卜占が増えだすのは一〇世紀末からであるが、すでに述べたように、一一世紀二〇年代の万寿年間から急増し、次の長元年間にも継承される。^{②③}

この動きを推しすすめた寺社としてまずあげられるのは、撰関家の氏寺・氏社である。氏寺の興福寺は貞元元年（九七六）二月に始まり、一一世紀前半の長元年間まで、計六回、その怪異が卜占にかけられている。鎌足を祀る多武峰は鳴動することよく知られているが、永観二年（九八四）一月の初例から長元年間まで七回、鳴動が占われている。この二つの寺院では、とくに一一世紀の一〇年代から増えはじめている。このほか、一〇世紀末から一一世紀初めにかけて、春日社と大原野社の怪異に対する卜占も始まっている。^{②③} これら撰関家縁の寺社の場合、『大鏡』（五巻）に「この寺（興福寺）ならびに多武峰・春日・大原野・吉田に、例にたがひあやしき事いできぬれば、御寺の僧・禰宜等など公家に奏申て、その時に藤氏の長者殿うらなはしめ給に」とあるように、軒廊御卜にかけられるのではなく、撰関である氏長者が陰陽師に占わせている。これが特徴である。撰関家の台頭とともに、その氏寺・氏社がその縁をたよりに、怪異を通じて強く自己主張を始めたとみるべきであろう。ちなみに興福寺大衆の強訴も寛弘三年（一〇〇六）七月に始まっている。^{②③} これらの寺社の怪異の訴えは一一世紀中葉以降も、数を減らしながら継続してみられる。

賀茂社もまた、早くから怪異を前面に押し出す動きをみせている。すでに天曆五年（九五二）一〇月、下社幣殿の焼亡が軒廊御卜にかけられているが、その後永延元年（九八七）三月に上社社頭で古銭が掘りだされたのが占われたのをはじめ、^{②③} 長元年間まで七例確認される。賀茂社の事例で注目されるのは、一〇世紀末の段階ではその怪異がただちに軒廊御卜

の実施につながらなかったことである。たとえば、永祚元年（九八九）六月、下社前の大樹が転倒した怪異に対しては、初め藏人所占が行われたが、不十分とみなされたようで、その三日後改めて軒廊御卜が実施されている。^{②⑦} 賀茂社であっても、怪異に対して必ず軒廊御卜を実施するという慣例はこの時期にはまだできていなかったたのである。しかしそれより後、一一世紀以降になると、賀茂社の怪異ではほぼ軒廊御卜が行われている。怪異の重みが増したのである。

石清水と宇佐の両八幡宮も早くより怪異の訴えに積極的であった。石清水では、長徳元年（九九五）正月、武内宿禰の夢告が占われた後、^{②⑧} 長元年間まで五例みられる。宇佐の場合、長保五年（一〇〇三）一二月、狐出現の怪異が官寮の卜占にかけられたのを初めとして、長元年間まで一〇例と、ほかに比べても多い。とくに治安二年（一〇二二）二月、社殿の焼亡が軒廊御卜で占われてから、頻繁に怪異を訴えるようになり、万寿・長元年間には毎年のように告申している。^{②⑨} 宇佐宮は一一世紀前半まで、最も怪異を積極的に活用しようとした神社であったといえよう。いうまでもなく、その主張が朝廷に受け入れられたのは天皇家の祖先神を祀る神社であったからである。

これに対し、伊勢神宮は一〇世紀前半に内宮正殿や外宮宝殿が開かない異変が卜占されているものの、^{③①} その後一〇三〇年代の後半まで怪異の訴えは確認できない。賀茂社や八幡宮に比べると、この新たな自己主張に消極的であったことは否めない。ところが一一世紀中葉以降、神宮の訴えは急激に増加し、たちまちほかの神社を圧倒するにいたる。この増えは始める一一世紀四〇年代から五〇年代にかけて、神宮において託宣が頻発し、神人強訴が繰り返えされたことも注意される。

もう一つ忘れてはならないのが東大寺である。長保三年正月に大仏の湿潤を訴えたのを初例として、^{③②} それ以後、長元年間まで七回、怪異を告申している。東大寺の場合、最初は官寮の卜占がなされたものの、神祇官側で忌避する動きがあったようで、長保四年以降はもっぱら陰陽寮による占いのみである。^{③③} しかし怪異の訴えも一一世紀中葉までで、後半以降はみられなくなる。

寺社による怪異の訴えが活発になる一一世紀前半までの動きをまとめると、まず一〇世紀末に興福寺・多武峰や春日社など撰閑家縁の寺社と、賀茂社・石清水八幡宮など朝廷から尊崇の厚い神社が自らの存在意義を強調するために、怪異を訴えるという新しい形の示威活動を始め、一一世紀前半にはこれに宇佐八幡宮や東大寺が加わることになる。これらの怪異は神社や寺院のなかで起こっている以上、神仏の何らかの意思の現れであるとみなされ、その祟りを防ぐためにも卜占が行われなければならなかった。訴える寺社も天皇や撰閑との関係が深ければ深いほど、その身体や天下の安否を左右する力が恐れられ、その訴えを無視することを難しくしたとみられる。つまりこれらのごく限られた寺社が朝廷や撰閑家との深い関わりを利用して、その存在を強調するために、怪異を神仏の意思の現れとして認めさせる動きを始め、それが一一世紀前半の万寿年間以降、急速に広がったのである。ただこの段階ではこの世紀の中葉以降、多くなる伊勢神宮の訴えはまだ少ない。また三社を除く二十二社の訴えがみられるようになるのはさらに遅れ、後半からである。

① 軒廊御卜であることが明確でない事例でも、神祇官と陰陽寮がともに加えている場合や、前後のあり方からそのように判断される場合も異に対するものに限って、その件数を（ ）内に示した。

② 例をあげると、嘉承元年（一一〇六）四月、上賀茂社が焼亡した際には、「答崇」が問われているのに対し、翌二年三月の下賀茂社の怪異では「吉凶」を占うように命じられている（『永昌記』（増補史料大成）嘉承元年四月一三日条、『中右記』（増補史料大成）嘉承二年三月一一日条）。

③ 『中右記』（増補史料大成）天仁元年六月二二日条。

④ 御体御卜については、前掲はじめに注④安江和宣、井上亘論文を参照。

⑤ 久保田収「石清水八幡宮の崇敬と正直の理」（『神道史の研究』皇學館大学出版部、一九七三年、初出は一九五五年）、高橋美由紀「中世

のおける神宮宗廟観の成立と展開」（『伊勢神道の成立と展開』大明堂、一九九四年、初出は一九九二年）、勝山清次「伊勢内宮祭神の中世的変容」（『京都大学文学部研究紀要』四六号、二〇〇七年）、同「伊勢内宮祭神の中世的変容」補訂（同前四七号、二〇〇八年）。

⑥ 末代観については、森新之介「末代観と末法思想」（『撰閑院政期思想史研究』思文閣出版、二〇一三年、初出は二〇〇八、二〇〇九年）を参照。

⑦ 『権記』（史料纂集）長保二年六月二〇日条。

⑧ 『小右記』（大日本古記録、以下同）長和三年二月二九日条。

⑨ 『小右記』長和四年六月二二日条。

⑩ 『小右記』寛仁元年一〇月二三日条、同前寛仁三年四月二三日条。

⑪ 『小右記』治安三年一二月二三日条。

⑫ 『小右記』治安元年三月一十九日条。

⑬ 『小右記』長元元年八月一八日条、同前八月二三日条、同前七月二

五日条。

⑭ 『小右記』長元二年閏二月六日条。

⑮ 『春記』(増補史料大成、以下同)長曆四年八月三日条。

⑯ 『春記』長曆四年八月一〇日条。

⑰ 『春記』長曆四年九月九日条、同前二月一日条。

⑱ 『春記』長曆四年一月一〇日条。

⑲ 岡田莊司「二十二社の成立と公祭祀」(平安時代の国家と祭祀)続

群書類従完成会、一九九四年、初出は一九九二年)、井上寛司「古

代・中世の神社と「神道」(『日本の神社と「神道」』校倉書房、二〇

〇六年)。

⑳ 万寿・長元年間が変わり目であるので、本文では初期の事例として、

幅広く長元年間まであげている。

㉑ 『日本紀略』貞元元年二月二十六日条。

㉒ 『小右記』永観二年一月八日条。

㉓ 『小右記』永祚元年二月一五日条、同前長和元年六月一六日条。
②4 日本古典文学大系。

②5 『御堂閔白記』(大日本古記録)寛弘三年七月二日条。

②6 『荒歴』応永三年一月二七日条(『大日本史料』一編之九)、『小右

記』永延元年三月一六日条。

②7 『小右記』永祚元年六月二日、二五日条。

②8 『百鍊抄』長徳元年正月二六日条。

②9 長保五年二月二日一条天皇宣命(『石清水文書』大日本古文書

二)、『小右記』治安二年二月一日条。

③0 『扶桑略記』裡書承平元年四月一日条、『本朝世紀』天慶四年九月

二二日条。

③1 長保三年正月一七日官宣旨(『類聚符宣抄』第三)。

③2 『西宮記』(神道大系)臨時一(甲)裏書。

三 神事における穢れ忌避の強化と赦における神社訴訟対象者の除外

(一)

貴族たちの認識によれば、神事における穢氣・不浄・不信・違例などの違犯は神の祟りを招き、天皇の病氣、炎旱・霖雨・地震などの自然災害や天下疾疫・兵革などの社会的災いを起こしかねないものであった。神の祟りが恐ろしい災厄をもたらす以上、貴族たちは自ずからこれらの違犯に対して敏感になり、過剰な反応を示すようになる。その結果、穢れを避けようとする余り、行動に慎重になり、穢れの範囲を広くとろうとする。穢れの肥大化である。これと表裏の関係にあるが、神事においても穢れを避けようとして、忌避を強化しようとする動きがでてくる。この二つは連動しているので、

一方を追うことで、他方の変化に言及することも可能になる。ここでは史料的に変化の過程を跡づけやすい穢れに対する忌避の強化、深まりについてみていきたい。なお、触穢時における忌みの強化も穢れたままで神事等に携わるのを避けようとする点で、穢れに対する忌避の強まりと同じ心的動向を示しているので、一緒に論じることにした。

この問題は、常に清浄であらなければならなかった天皇に焦点をあてることにより明らかになるであろう。周知のように、天皇の日常は神事と深く関わっている。天皇の作法を記した『禁秘抄』^①によつてみていくと、まず毎日朝に石灰壇で御拝がなされる。これは「神宮内侍所已下御祈禱」であるが、「毎日御拝ハ、夜半後一切の不浄を止め、朝僧尼重軽服等人不參、仏経沙汰無き計らいなり」とあるように、不浄や仏教に関わる事柄を一切避けたいうえで行われなければならないかった。とりわけ清浄であることを求められたのは定められた「神事」のときで、その前後、あるいは当日、もしくはは一定期間潔斎しなければならなかった。『禁秘抄』の「神事次第」であげられている「神事」は、二月四日祈年祭、二季祈念穀奉幣、二季月次神今食、九月十一日例幣、十一月中卯日新嘗祭、十二月内侍所神楽のほか、賀茂祭・賀茂臨時祭を始めとする諸社の祭礼（二十二社に園鞮神が加わる）、元日四方拝や二季御燈などの行事である。こうした定例の神事のほかに、「臨時神事」や伊勢公卿勅使発遣・伊勢遷宮のときに行われる「御拝」もあった。

このように天皇は日常的に神を祀る神事に関わらなければならなかった以上、不浄・穢れは避けなければならず、それらへの接触には最も敏感にならざるをえなかった。神事における穢れ忌避の強化が貴族の間では天皇、およびその周辺から始まったのも当然であろう。それは一一世紀前半の後朱雀天皇の代からである。後代の史料になるが、藤原忠実の談話を筆録した『中外抄』には、「触穢は、昔は強ちには憚られざりしなり、而るに後朱雀院の御時より、強ちには禁中には憚らるるなり」（上、一八条）、あるいは「凡そは、神事は後朱雀院の久しき東宮にて御願などのありけるにや、その時よりくすしくなりたるなり」（下、四五条）とある。これらの発言によれば、後朱雀天皇（在位一〇三六年～四五年）が触穢に敏感で、その治世より朝廷では穢れが強く憚られるようになり、神事も穢れを避けて厳しく行われるようになったとされ

る。こうした穢れ忌避の強化は後代の藤原忠実だけでなく、同時代のほかの貴族も認識しており、実際にも確認される。

後朱雀天皇の在位中の長久元年（一〇四〇）九月、藏人頭の藤原資房は「御拝の間、重軽服人ならびに僧侶等参入すべからざるの由」を藏人等に仰せているが、これは論言によるものであり、「近代の例事」でもあった。^③ また関白の藤原頼通も天皇の忌みに関して、「末代の事、忌みたもふを以て吉たるべきか」と、その強化に賛意を表している。^④

後朱雀天皇の治世が含まれる一一世紀前半はすでに述べたように、神社の怪異の訴えに基づく卜占が急増する時期である。そのような時期に天皇が関わる神事において、穢れに対する憚り、忌避が強化されているのである。そしてそれは天皇の意思に基づくものであり、関白の頼通も支持した措置であった。先に想定した両者の連関を裏づけるものである。

この穢れ忌避の強化はその後も続いたばかりか、さらに深められた。『禁秘抄』の「恒例毎日常次第」の項に、次のようにみえる。

御物忌之時、垂御簾、触穢之時、猶有御拝之由、見延喜御記、又後冷泉院御時如此、而後三条院仰曰、触穢之時、雖被申事、由、不可有御拝云々、此儀誠可然事也、

後三条天皇の仰せで、それまで行われていた触穢時の御拝をとりやめたという。触穢時の忌みの強化であり、神事における穢れ忌避をより強める措置である。

これは天皇の作法に限られなかった。「江記」寛治七年（一〇九三）八月一日条によれば、外出を忌むべき欠日に陣定を行つてよいかという問い合わせに対し、大江匡房は「急事ならば、忌まるべからず、（中略）万事を忌むは近代の風俗と云々」と答えている。^⑤ この時期、万事に忌みが強まっていたのである。なかでも神事に関わる場合は顕著であった。

午剋許頭弁来、伊勢宮司職之間、可被任否量申者、余申云、寛弘比、犬死穢内尔、大神宮禰宜等尔賜位記、雖然近來神事忌極重、過此程可被任歟、其後無音、不被仰歟、^⑥

天永二年（一一一一）十一月、摂政の藤原忠実が伊勢神宮宮司職任命の可否について問われ、寛弘の頃は犬死穢中にもか

かわらず、神宮禰宜等に位記を賜っていたが、近頃は神事に関わる忌みがきわめて重くなっているので、忌みの期限が過ぎてから任じられるべきであると返答している。一二世紀前半でも、神事における穢れ忌避の強化は継続していたのである。^⑦

以上みてきたように、一一世紀前半以降、違犯による神の祟りを恐れ、神事を中心に様々な場面で穢れに対する忌避が強化されていった。その動きは一貫しており、世紀が替わっても弱まることはなかった。こうした忌避の強化に従う人々の範囲も拡大し、初め天皇、およびその周辺で始まったこの変化も一一世紀後半には貴族社会全般に広がっていった。忌避の強化は穢れの範囲の広がりや連動しているが、すでに指摘されているように、穢れの肥大化も一一世紀後半以降顕著になっている。^⑧ いうまでもなく、これらの変化のきっかけをなしたのは、神事違犯によってもたらされる神の祟りに対する恐れであったのである。

(二)

一一世紀後半以降、天皇の名で行われる恩赦において、しばしば神社の訴えに触れるものを赦の対象から除外する措置がとられている。神社の訴えにより罰せられたものを赦免することは、神慮の貫徹を阻害することを意味するので、この除外する措置は神慮に背く行いを慎む行為である。一方、神事において穢気・不浄・不信・違例を避けようとする行為も、神慮に対して深い配慮を示す点で同根であるとみなされる。この二つは神の意思を左右しようということ以一括りにできる行為であり、ともに人間の側の神に対する意識のあり方と深く関わっている。そこで次に、神社の怪異に対する卜占の盛行に関連する問題として、この恩赦における神社訴訟対象者の除外を考えてみたい。^⑨

怪異という形で表される神の意思表示に敏感に反応し、神事穢気・不浄につながる穢れに鋭敏になった一一世紀前半に時を同じくして、恩赦に際し、赦を神社の訴えにより配流されたものにも適用することが問題視されるようになる。赦免

が神慮に背くのではないかと危惧する念が強まったのである。長元五年（一〇三二）三月五日の非常赦を行うにあたり、前年に伊勢神宮の荒祭宮の託宣によって伊豆に流された藤原相通と、同三年に伊賀神戸神人の訴えて伊豆に流罪となった源光清の二人の扱いをめぐって、先例が調査されているが、これがその早い事例となろう。この時、先例としてあげられたのは寛弘四年（一〇〇七）六月一六日の非常赦の例で、この赦では宇佐宮神人の訴えにより、佐渡国に配流された大宰主典代長峯忠義も赦免されている。結局、長元五年には寛弘四年の例に倣って、藤原相通・源光清らも赦の適用をうけることになったが、「すでに神事による、たやすく免じられがたきか、若しくは太神宮に申すの後、免じらるべきか」という意見が出され、配所から召し返す官符を出す前に、恩赦によって召還する旨を告げる奉幣使が派遣されている。前もって神に告申する配慮がなされているものの、神の意思に背く行為であることには変わりはなく、相通らの帰京をうけて、右大弁源経頼は「神慮測りがたし」と、四月以来の炎旱をその咎めではないかと恐れている^⑩。

その後も伊勢神宮の訴えに関わるものに対して、特別の扱いがなされている。まず度重なる非例を禰宜等に強訴され、罪名が確定しないまま、永承七年（一〇五二）五月六日の非常赦によって赦免された祭主大中臣永輔の場合である。この措置に対し、禰宜たちは改めて赦に会った輩は「専ら神事に供するべからず」と、その改任を求めて訴え、改任はうけいれられなかったものの、神事供奉の禁止は認められた。これは全面的な赦免でなく、制限付きの免除というべきものである。次にあげるのは、康平二年（一〇五九）一〇月、荒祭宮の託宣をした度会宮時なるものを追捕の際に死去させた罪で捕縛された祭主目代大中臣頼経の事例である。頼経は康平四年七月二二日の非常赦が実施されるにあたり、その直前の七月一九日に、宣旨によって赦から除外されている^⑪。これは赦を命じる詔書のなかでなく、前もってなされていることから明らかのように、あくまでも特例措置である。まさしく詔書のなかで指示される除外の直前のあり方を示している。この二つがいずれも伊勢神宮の訴訟に関わる事例であることからもうかがえるように、恩赦で神社の訴えがとりあげられる場合、当初から神宮に対する配慮が強く働いていたといえよう。

頼経が宣旨によって除外された四年後、治暦元年（二〇六五）一〇月一八日の法成寺供養の大赦で、除外されるものとして神社の訴えに関わる輩が特記されるようになる。^⑧これはすでに指摘されているように、神社訴訟に触れるものを赦令本文のなかで除外した最初の事例であろう。^⑨ついで延久二年（二〇七〇）一月七日の上東門院の延命祈願、永保元年（二〇八二）二月一〇日の辛酉改元、寛治三年（二〇八九）正月七日の堀河天皇の元服、康和元年（二〇九九）七月二五日の天変等災異と、それぞれ発布の契機を異にする恩赦において、神社訴訟に関わるものを除外する文言が明記される。そして嘉承元年（一一〇六）四月九日の彗星改元の恩赦に際して、「近代太神宮・八幡宮等事、軽重を論ぜず、みな赦令に拘ず」という発言がなされているように、^⑩この頃すでに恩赦における神社訴訟対象者の除外は定着している。

赦令で除外の対象となる神社の表記をみると、当初の五例は「神社訴」とあり、特定されていない。ところが寛治三年正月の赦で「正八幡宮」が特記され、ついで嘉保二年（一一九五）九月の堀河天皇御葉による非常赦から、伊勢神宮と八幡宮が並記されることが多くなり、一二世紀初めまで続く。その後は特定の神社名をあげるものと、ただ「神社訴」とのみ記すものが並存する。^⑪

このうち注目すべきは、神社名が明示されているタイプである。現在、平安時代で神社の訴えに触れるものを除く措置がとられたことが知られる五三例で、その訴えが除外の対象として明記されている神社をみると、伊勢神宮と八幡宮が突出して多く、それぞれ三二例と二三例となる。^⑫この二つが恩赦において格別の配慮がなされた神社であり、除外された神社を代表するものである。伊勢神宮はいうまでもなく、八幡宮を代表する宇佐と石清水も宗廟とみなされ、朝廷から特別の尊崇をうけた神社である。このほかでは春日社が三例、日吉社が二例、賀茂社・住吉社・吉田社・熊野社がそれぞれ一例である。このうち、熊野社を除く五社はいずれも二十二社に属し、祈年穀など各種奉幣の対象となつた社格の高い神社である。また熊野社は熊野詣にみられるように、院を始めとする貴族たちの厚い信仰を集めた神社である。

神社名をあげることは、その神社の訴えに触れるもの限定して除外することである。ここで参考になるのは、長治元

年（一一〇四）二月一〇日の天変改元による常赦に際して、堀河天皇と右大弁藤原宗忠との間で交わされたやりとりである。この時、天皇は一旦、先例に則して、神社の訴えに触れるものを赦免しない旨を詔書に載せるように命じたが、神社の訴えとすると、対象が広がり、多くの人が除外されることになるという宗忠の進言を受けいれ、伊勢神宮の訴えに触れるもののみ除外するように改めさせている。^⑧このやりとりから、特定の神社名をあげるのは、「神社訴」とすると対象が広がりすぎるので、それを避ける意味合いがあったことが分かる。久安五年（一一四九）三月二〇日の延勝寺供養の非常赦も対象を限定した具体例となろう。この時は最初、「神社の訴えに触れる輩」を除くとなっていたものが、後日、石清水、賀茂社と日吉社の訴えにかかるものを除外することに改められている。^⑨この場合、それぞれの神社の訴える特定の事案に限定されており、これらをとくに対象から除くという意思をより強く打ちだしたものになっている。特定の神社名を明示することは対象を限定するばかりでなく、その神社に訴えられているものの除外を強調する意味もあったのである。その際、伊勢神宮と八幡宮が突出していることは、この二つの神社に関わる訴訟が多かったことを示すだけでなく、朝廷側の特別の意思を表すものとみるべきであろう。

このように特定の神社名を明示する事例からは、除外の対象となる神社を限定するとともに、その神社を強調する姿勢もみられた。その一方で、神社の訴えとすることで特定の神社に限らず、広く神社の訴えに触れるものを除外するという態度もみられた。伊勢神宮と八幡宮が並記される事例が続く一二世紀初めの一時期を除き、時期による顕著な違いも認められないので、ここから朝廷の恩赦に対する姿勢の変化を読みとめることは難しいと思われる。

特定の神社であれ、はたまた神社一般であれ、神社の訴えの対象者を除外することは神社を特別扱いすることである。ではなぜ、恩赦においてこうした措置がとられたのであろうか。この課題に迫るにあたって手懸かりになるのは、恩赦の対象として赦免した場合、それが赦の主体である天皇による神への働きかけ、意思表示になるといふことである。神社の訴えが神の意思の現れである以上、訴えられたものを処罰することはその意思に沿う行為であり、意思の成就で

もある。そうであるからこそ、長元四年（一〇三二）六月の荒祭宮の託宣でも、神戸神人を殺害した伊賀守源光清に対する処罰の遅延が公家の懈怠として譴責されるのである。^{②①} 逆に一旦、処罰したものを赦免することは神の意思の貫徹を阻害し、害することである。それはまた、神の意思に逆らうことに通じる。長元五年三月五日の非常赦の際、荒祭宮の託宣によつて配流された藤原相通が赦免されたことについて、右大弁源経頼は「神慮測りがたし」と恐れているが、^{②②} 当時の貴族たちもその意味するところを明確に認識していたのである。

測りがたい「神慮」は崇りとして表される。貴族たちが恐れたのは神の意思に背いたことによつて生じる崇りであった。これまで述べてきたように、天下に長雨、炎旱、疾病や兵革などが起きたり、天皇を始めとする人々が発病したりすることは神のなす業とされた。また様々な怪異の発生も神の意思表示とみなされた。そしてこれらの災害や怪異は軒廊御卜によつて、神の崇り、あるいはその予兆と判断された。その神の崇りを起こさせるものは卜占によれば、神社の神事における穢気、不浄、不信、違例などの違犯であった。これらは直接的には神事に関わるものとその行為、およびその場における何らかの違犯である。

いうまでもなく、恩赦は詔書で命じられるように、天皇大権に基づく、天皇の行為である。それゆえ、神社の訴えに触れるものを赦免することは、天皇による神の意思の侵害であり、否定を意味した。天皇が深く神事に関わる存在であった以上、これは神の怒りを招きかねない行為であった。天皇の神事との関わりは様々な側面で認められるが、広く神社と関わるのは神々に対する奉幣を通じてである。なぜなら、奉幣は天皇の名で行われるので、天皇によつてなされる神事とみなされるものであるからである。「平安朝の朝廷（天皇）と神社をつなぐ祭祀制の主流は、天皇の使を發遣する奉幣型祭祀が定式」となったといわれているように、平安時代後期には天皇は伊勢神宮・石清水八幡宮・賀茂社を始め、祈雨・祈年穀など国家の大事に奉幣使が派遣される二十二社、天皇の即位に際し、一代一度の神宝使が遣わされる有力社など、全国^{②③}の神社に対し、恒例、あるいは臨時の奉幣使を發遣し、祈願・祈謝の奉幣を行っていた。こうした神事に関わる天皇が

神社の訴えに触れるものを赦免することは、神の意思の侵害であり、それはそのまま神を崇敬しないことであり、神事不信にあたる。そして神事不信は神の祟りを招くおそれのある行為であった。つまり神社の訴えに触れるものの除外は、天皇の神事不信による神の祟りを恐れての措置であったのである。²³

祟りは自然災害や社会的な災いばかりでなく、天皇の病をもたらす恐るべき神の意思表示であった。そうである以上、神事など神に働きかける行為に敏感にならざるをえなかった時代には、天皇の神事不信によって祟りをもたらすような行為は避けなければならず、恩赦における神社訴訟対象者の除外は恒常化せざるをえなかったのである。

- ① 群書類従二六輯。
- ② 新日本古典文学大系。この史料は佐藤早紀子の御教示による。
- ③ 『春記』長久元年九月三日条。
- ④ 『春記』長暦二年一〇月二十九日条。関連してつけ加えると、長久三年一二月八日、伊勢大宮司大中臣兼任が重服により停任されていることとみられるように（『殿暦』天永二年一〇月一五日条、一一世紀前半には神官に対しても忌みの強化が図られているので、この時期には日常的に神事に携わる神官の間でも穢れ忌避の強化が進んだと考えられる。
- ⑤ 木本好信編『江記逸文集成』。
- ⑥ 『殿暦』（大日本古記録）天永二年一月一〇日条。
- ⑦ 一一世紀末以降、穢気が内裏を中心とする京中に遍満していることをさす「世間穢」「天下穢」「天下触穢」という用語がしばしば用いられるようになる（『背島史敏』『平安時代の天下触穢』『三重大史学』九号、二〇〇九年）。また伊勢神宮のことを担当する公卿である神宮上卿も二世紀初めから置かれるようになる（岡野浩二『平安末・鎌倉期の神宮上卿』、『年報中世史研究』二五号、二〇〇〇年）。これらも穢れ忌避が強化され、穢れが肥大化する事態と深く関係する。
- ⑧ 大山喬平「中世の身分制と国家」（『日本中世農村史の研究』岩波書店、一九七八年、初出は一九七六年）。
- ⑨ この問題を論じた研究には、佐竹昭「平安中・後期の恩赦」（『古代王権と恩赦』雄山閣出版、一九九八年、初出は一九八四年）、稲葉佳代「平安後期における神社について」（『年報中世史研究』二一号、一九八六年）がある。いずれにも恩赦をまとめた表が付されており、参考になる。ただし、両論文とも神社の訴えに触れるものが除外されるに至った理由については、議論の余地を残している。
- ⑩ 『左経記』（増補史料大成）長元五年三月五日、三月一四日、六月七日条。『小右記』長元五年三月一三日、三月一四日条。
- ⑪ 『春記』永承七年八月二日、同八月一四日条、『太神宮諸雜事記』（神道大系神宮編一、以下同）永承七年九月条。
- ⑫ 『太神宮諸雜事記』康平二年一〇月三日、同四年七月一九日条。
- ⑬ 『扶桑略記』治暦元年一〇月一八日条。
- ⑭ 稲葉佳代前掲注⑨論文。
- ⑮ 『永昌記』（増補史料大成）嘉承元年四月九日条。
- ⑯ 稲葉佳代前掲注⑨論文所載「神社関係の訴者が登場する赦の一覧表」。

①⑦ 稲葉佳代前掲注⑨論文所載「神社関係の詠者が登場する赦の一覽

表」に記されている恩赦に、長承元年（一一三二）八月二一日の改元

恩赦（宮内庁書陵部東山御文庫『改元部類記』）を加えている。また

春日社等の件数もこの表による。

①⑧ 『中右記』（大日本古記録）長治元年二月一〇日条。

①⑨ 『本朝世紀』久安五年三月二〇日条。

②⑩ 『小右記』長元四年八月四日条。

②⑪ 『左経記』長元五年六月七日条。

②⑫ 岡田莊司「宇多朝祭祀制の成立」（『平安時代の国家と祭祀』）続群書

類従完成会、一九九四年、初出は一九八七年。

②⑬ 熊野三社の場合、平安時代、ほとんど奉幣がなされていない（宮地

直一「熊野三山の史的研究」理想社、一九五六年）ので、奉幣に際し

ての神事不信はあてはまらないが、神社ということで同じようにみな

されたのであろう。

四 崇る神から応える神へ

先述したように、一一世紀初めまで、軒廊御卜は災害を題目とするものが多数を占めていたが、一一世紀第二四半期以降、神社における怪異による卜占が多くなる。これら怪異の多くは卜占の結果、天皇の病氣、天下疾疫、兵革、炎旱や長雨などの災厄の発生を知らせる予兆とみなされ、それらを避けるために、天皇の慎み、神社への奉幣や祈禱が求められた。神社における怪異は神の崇りが現れる前に、それを人間に知らせ、手立てをこうじさせるための予兆としての意味をもっていたのである。

予兆としての怪異は何も神社におけるそればかりではなかった。一一世紀前半以前でも天皇の居住する内裏や官衙が建ち並ぶ大内裏で発生した怪異に対して、卜占が行われ、軽重様々な災厄の予兆とみなされている。表1にそれらの卜占の件数をあげた。（一）内の数字である。これらの卜占は一〇世紀以降、主に陰陽師によって蔵人所で実施されたが、例外的に内裏の火災など深刻な被害を被った場合は軒廊御卜が行われている。表に示したように、これらの卜占は一一世紀第一四半期まではほかの災異に対してなされる軒廊御卜より圧倒的に数が多く、朝廷が行う占い全体のかなで多数を占めている。これら内裏や大内裏での怪異も神社におけるそれと同様、卜占によって、近い将来天皇・貴族や天下に生じるであろう災厄と物忌みの期間や攘災法が示された。

ではこれらの怪異によって、貴族社会に咎めを告げるとみなされた主体は何であったか。現存する歴史書や記録の記載は怪異の発生、卜占の実施と予想される災厄に限られることが多く、咎める主体は分かりにくいのが、いくつかその手懸かりを与えてくれる史料もある。まずは占いの結果を記した占文が残されている事例である。次のあげる鳩が太政官正庁母屋に入った怪異を占った占文は、異常の内容を記す最初の部分を欠いているものの、主要部がよく残っている。

天文博士安倍晴明占云、廿七日乙丑、時加未、見恠時、三月節、伝送臨_レ午為_レ用、将勾陣、中河魁朱雀、終神后天一、赴遇_二重垂、

推_レ之、非奏_二自_二午申方_一闘戦事、恠所辰午亥年人有_二口舌事_一歟、期恠日以後廿五日内、及来四月五月七月節中並庚辛日也、於_レ恠所_二致_二攘法_一無_二其咎_一乎、^①

ここからは怪異の生じた日時（占時）、六壬式盤が示す占相（六壬課式）、推断内容（推条、物忌期、攘災措置など）、占文の主要な内容は明らかになるが、^②そこには怪異により咎めをなした主体は明示されていない。また神が崇りをなしたことを示唆する神事不浄・違例などの文言もみられない。この点は、この時期の内裏・大内裏の怪異に対するほかの占文でも同様である。^③つまりこのタイプの占文はそのなかで咎めをなした主体に関して、強い関心を示していないのである。しかし怪異をおこし、咎めをなす主体が判然としないならば、攘災措置も十分に行いえないはずである。とするならば、これらの怪異に対しては、わざわざ卜占で明らかにするまでもなく、これまでの経験によって、人々には告咎する主体について、共通した認識ができていたとみなされる。神社における怪異では、卜占をするまでもなく、崇りをなすのはそこに祀られている神とみなされたのと同じである。次に注目したいのは、怪異の記事のなかでその主体に触れている事例である。この時期のものを表4にまとめた。神を祀っている場における怪異では、そこに祀られている「御竈神」のような神の崇りとされるが、そのほかは御霊、怨霊、邪気と記されている。これらは霊気・鬼気を含めた物気（モノノケ）とみなされるものである。^④つまり物気こそ、特殊な場を除き、内裏や大内裏において怪異をおこす主体とみなされていたのである。これは、これらの怪異が「物恠」（モノノサトシ）と記される場合があることに対応する。^⑤もし一歩下がって、朝廷関連の

表4 怪異をもたらしたものの

年月	怪異	原因・主体	出典
延喜16.10	宮中に怪異	菅霊	皇代記
天慶3.3	外記局西廊転倒	物恠	兵範記（仁安2.7.10）
天曆元.⑦	内裏殿上に犬矢	物恠	日本紀略
〃7.2	神祇官延焼	含怨霊気	中右記（大治2.2.15）
天延元.12	太政官庁に犬跡	物恠	改元部類記
長保元.8	外記局に鳥怪	物恠	小右記
長和2.11	委女町等焼亡	御竈神の祟	小右記逸文
〃4.9	外記局に鳥入	物恠	小右記
寛仁4.10	安福殿に雉集	邪気	小右記

施設における怪異が何らかの神の祟りとみなされていたのであらば、攘災のためにその神の所在する方角、さらにはその神の名を特定しなければならぬが、そのための措置は何らとられていない。これも咎める主体が神でないことを示すであらう。⑥

以上のように、一一世紀第一四半期まで陰陽師の行う大内裏で発生した怪異に対する卜占が、朝廷で実施される占いのなかで多数を占めていた。これらの怪異も様々な災厄の予兆ととらえられていたが、それをおこす主体は特殊な場を除き、物気とみなされていた。つまりこの時期まで、主に物気が天皇・貴族や天下に生じる災厄を予兆する存在とみなされていたのである。

物気がおこす大内裏での怪異に対し、同じ怪異であっても神社で生じた場合、発生場所が神が祀られている場であるので、怪異をもたらしたのが神であることは誰の目にも明らかであり、怪異は神の意思の直截的な表示とみなされる。そして生じた怪異は、その神が深刻な祟りをなす前に、人間に対応を迫る予兆となる。こうした神社における怪異が大きな災厄の予兆とみなされるのは、九世紀後半にまで遡る一例を示そう。

先是、越前国言、氣比大神宮祝部等申曰、神宮忽見火災、驚走入宮、実無失火、陰陽寮占云、為穢神社、因現祟恠、彼国須慎疫癘風水之災、是日、下知国宰、洒掃神宮、転読仏経、

氣比社で火事の火が見えたので、宮に入ったところ、実際には失火がなかったという怪異が朝廷に報告された。これをうけてなされた陰陽寮の占いは、神社を穢し

たので、神の崇りとしてこの怪異が現れた、越前国は疫病と風水の災いに備えるべきであった。この事例では神社で火災の幻影が見えたという怪異が占われた結果、穢れによる神の崇りとされたばかりか、続いて生じる災厄の子兆ともみなされている。占文のなかでは攘災の措置も明示されていたと考えられるので、その内容は一一世紀以降の神社における怪異の卜占の場合と同じパターンを示していたとみられる。

このように特定の神が崇りを予兆するあり方は九世紀後半から確認されるが、その後単発的にみられるだけで、余り広がりをもせなかつた。あらかじめ予兆し、人間に崇りに対する備えを迫る神は姿をみせながらも、あくまでも崇る神の陰に隠れていたのである。それが表に現れてくるのは一〇世紀末からである。すでに述べたように、まず撰関家縁の興福寺・多武峰や春日社の怪異が訴えられるようになり、占いの結果、天皇や藤原氏の公卿の慎みが求められる。相前後して、賀茂社や石清水・宇佐八幡宮も怪異を申し立てるようになり、神社における怪異による卜占は一一世紀第二四半期には一気に増加する。これらは予兆という形で天皇の身体や天下の動静について告知し、天皇の慎み、攘災の祈禱や奉幣を求め、そのものである。神は不意に崇りをなすのではなく、あらかじめ予兆によって、崇りを避けるための対応を求め、そうした人間の行為に応えようとしているのである。崇りをなす神は依然としてその性格を維持しているものの、それは背後に退き、人間の信心に基づく行為に「応える神」が前面に出てきたのである。神は「応える神」としての性格を強めたのである。すでに「あらかじめ人がなすべき明確な基準を示し、それに厳格に対応する存在と捉えられる」^⑨ような性格をもった神々を「応える神」と規定し、そこに神の中世的な変貌を見いだす見解も出されている。まさしくこの神の性格変化は古代的な「崇る神」から中世的な「応える神」への変容であり、その変化は、度重なる怪異を通じて予兆する神が意思表示をするなかで、明確な形をとって現れてきたのである。その意味では神社の怪異と卜占が盛行し始める一一世紀前半から中葉にかけては、神の中世的な変容が全面的に展開する画期であったのである。

- ① 『本朝世紀』寛和二年二月二七日条。
 ② 小坂眞二前掲第一章注⑫論文。
 ③ 『本朝世紀』寛和二年二月二六日条、『小右記』長和二年七月二日条、同前長和四年九月一六日条、同前長元元年七月一〇日条等。これは敦康親王第や藤原実資邸での怪異に対する占文でも同様である。
 ④ 山下克明「陰陽師再考」(『平安時代の宗教文化と陰陽道』岩田書院、一九九六年)。
 ⑤ 森正人「モノノケ・モノノサトシ・物怪・怪異」(『国語国文学研究』二七号、一九九一年)。
 ⑥ 内裏・大内裏における怪異の卜占は九世紀でもなされているが、一〇世紀以降と異なり、咎告をなす主体を明示する事例がしばしばみられる。それらをまとめると、内裏・大内裏における物怪、あるいは場所が特定されない物怪に対して、一部「疫氣」の咎め、あるいは宮域中に祀られている神祇の崇りとみなす事例もあるものの、多くは山陵の崇りとする。

- ⑦ 『日本三代実録』貞観五年七月二日、貞観七年二月一〇日条。
 ⑧ 『日本三代実録』元慶二年二月二七日条。
 ⑨ 佐藤弘夫「崇る神から罰する神へ」(『アマテラスの変貌』法蔵館、二〇〇〇年)。ただ佐藤は変化する時期を明らかにしていない。同じく神の性格の変化を論じる上島享は、一〇世紀前半から寺社の怪異が報告されることに注目し、卜占を通じて凶事の子兆が示され、対策がこうじられることから、朝廷と神との間に「相互依存的な関係」が生じたこと、そうした関係が人と神との間にも築かれていき、中世的な神観念が成立したと説く(『中世宗教支配秩序の形成』、『日本中世社会の形成と王権』名古屋大学出版会、二〇一〇年、初出は二〇〇一年、二〇〇四年)。確かに一〇世紀にも怪異の報告はなされているが、一世紀以降に比べると、数も少なく、単発的である。やはり神の性格の変化が明確になり、中世的な姿容が全面的に展開するのは、怪異と卜占が盛行する一世紀前半以降とすべきであろう。なお人と神との関係の変化に関わる返祝詞については、横井靖仁「中世成立期の神祇と王権」(『日本史研究』四七五号、二〇〇二年)を参照。

おわりに

一世紀以降急増する、神社による怪異の訴えと朝廷での卜占の実施について、その要因と歴史的な意義を究明しようと試みた本稿を締めくくりにあたり、簡単なまとめをおきたい。まず神社の怪異が占われ、朝廷の卜占のなかで最も重要視された軒廊御卜のあらましを整理したうえで、占いの題目の時代毎の変化を調べると、一世紀第二四半期以降、神社の怪異の訴えが急増し、それを占う軒廊御卜の件数も増加することが明らかになる。では、それはなぜ生じたのであろうか。軒廊御卜が増えはじめる一世紀前半、貴族の間で自分たちが生きている時代を乱れた末世とみる末代観が深ま

るにつれ、貴族たちは将来の災厄をもたらす神の崇りの予兆である神社の怪異に敏感に反応するようになり、神社側が怪異を訴えるという形で自己主張を強めたこととあいまって、この卜占の盛行をもたらすにいたったのである。

卜占が盛んに行われるようになると、貴族たちは崇りをもたらす神事の違反に鋭敏になり、穢れを避けようとして忌避を強化しようとする。それは日常的に神事に関わっていた天皇、およびその周辺から一一世紀前半に始まり、それ以降その度合いを強めつつ、範囲を広げていった。一一世紀後半以降、天皇の名で行われる恩赦において、しばしば神社の訴えに触れるものを赦の対象から除外する措置がとられるが、これも神慮に背く行いを慎む点で、穢れ忌避の強化と同根である。奉幣などを通じて深く神事と関わる存在であった天皇が神社の訴えに触れるものを赦免することは、神の意思の侵害であり、神事不信にあたる。それが神の崇りを招くおそれのある行為である以上、赦免は避けなければならなかったのである。神社における怪異はまた、神の崇りが現れる前に、それを人間に知らせ手立てをこうじさせる予兆の意味をもっていた。神は不意に崇りをなすのではなく、あらかじめ予兆することによって、崇りを避けるための対応を求め、そうした人間の行為に応えようとしているのである。怪異による卜占の盛行にはこうした神の性格の変化、中世的な「応える神」が明確な形をとって現れているのである。

本稿では神社の怪異による卜占に焦点をあてたため、一一世紀初めにいたるまでの卜占の位置づけが十分になされていない。鎌倉時代以降、朝廷の卜占がどのように変化するかについても触れることができなかった。また神の性格の変化を怪異を訴える二十二社で代表させて論じたが、その広がりや明らかでない。これらについては別の作業が必要であり、あわせて今後の課題としたい。

Strange Phenomena at Shrines and *Konrō no Miura* during
the Heian Period: Changes in the Relationship between
Humans and Deities in the 11th Century

by

KATSUYAMA Seiji

From the first half of the 11th century onward the number of appeals by shrines regarding the occurrence of unusual happenings (strange phenomena) and the divination carried out at the imperial court in response mushroomed. This article examines the causes and historical significance of this sudden increase. After providing an overview of the *konrō no miura* (a divination carried out in a palace corridor by officials of the Department of Worship [Jingikan] and Yin-Yang Bureau [Onmyōryō]) which was considered the most important type of court divination when divining strange phenomena at shrines, I first examine the changes in the topics of divination by era and make clear through primary sources that there was a sudden increase in appeals by shrines about strange phenomena and a corresponding increase in the number of cases of *konrō no miura* from the second quarter of the 11th century. Then, why was there a sudden rise in divinations due to strange phenomena at shrines? The increase in the number of *konrō no miura* divinations began in the first half of the 11th century, as the sense of the arrival of the final stage of history, the turbulent last age in which aristocrats lived, grew more profound, aristocrats began to respond more sensitively to strange phenomena at shrines that prophesized on the curses of the deities who might cause catastrophic results in their futures, and as the shrines were able to strengthen themselves by these appeals, this brought about the popularity of these divinations. As the divinations became popular, the aristocrats became increasingly sensitive to any breach in rites for native deities who could issue curses, and in order to avoid pollution, they attempted to strengthen taboos in regard to sources of pollution. These began with the emperor, who was involved in rites for native deities on a regular basis, and those around him in the first half of the 11th century; their frequency increased and extent grew, spreading

throughout aristocratic society. From the latter half of the 11th century, in the pardons carried out in the emperor's name, there was often a move to eliminate pardons for those related to the appeals of the shrines, but since clemency for those punished as result of appeals by the shrines meant obstructing the realization of divine will, this was a serious act betraying divine wishes, and in this sense its roots were the same as those of the strengthening of taboos on pollution. Pardons for those who faced punishment as a result of the appeals of the shrines by the emperor whose existence was profoundly linked to rites for native deities through the offering rituals was a violation of the deities intent by the emperor and showed an absence of proper respect for the deities. Being an act that might invite the curses of the deities, these pardons had to be avoided.

Strange phenomena at shrines were also portends for humans of the possible occurrence of curses by the deities and signified an omen warning them to prepare measures to deal with catastrophe. The curses of deities were never unforeseen, and through these omens providing advance warning, people could seek measures to avoid the curses that were attempts to respond to the actions of such people. From the popularity of divinations due to strange phenomena, one can clearly see a change in the character of deities, i. e. the appearance of medieval deities who would respond to appeals. The period from the first half of the 11th century to the middle of the century that saw the increase in divination due to strange phenomena at shrines was the turning point in the appearance of deities that could be characterized as medieval.

The Structure of the Division of Labor between Priests and Laity
at Funerals during Medieval Times and Changes Therein,
As Viewed through an Examination of *Ikkō sō zata*

by

SHIMAZU Takeshi

This article attempts to clarify the structure of the division of labor for funeral rites that were performed by Buddhist priests and laity and the actual conditions of the change in Japanese medieval funeral rites.